

小規模企業等振興資金

よくある質問

目次

- Q 1 - 1** 碧南市と小規模企業等振興資金に関する預託契約を締結していなくても申請可能ですか。
- Q 1 - 2** 市税完納証明書や印鑑証明書は原本を提出する必要が有りますか。
- Q 1 - 3** 小規模企業等振興資金の申請を実施する場合、信用保証協会に提出する書類以外に必要な書類はありますか。
- Q 1 - 4** 小規模企業等振興資金で融資を受けた場合、市から補助金を受けることはできますか。
- Q 1 - 5** 碧南市に小規模企業等振興資金を申請した後の流れを教えてください。

Q 1 - 1 碧南市と小規模企業等振興資金に関する預託契約を締結していなくても申請可能ですか。

A 1 - 1 小規模企業等振興資金に関する預託契約を締結している下記の金融機関で無ければ申請は出来ません。

＜小規模企業等振興資金融資制度取扱金融機関＞

金融機関
十六銀行
あいち銀行
名古屋銀行
岡崎信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
愛知県中央信用組合

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 2 市税完納証明書や印鑑証明書は原本を提出する必要が有りますか。

A 1 - 2 市税完納証明書は写しでも問題有りません。

印鑑証明書は原本ではなく写しを提出してください。(詳細は愛知県信用保証協会にお問い合わせください)

⇒ [愛知県信用保証協会のサイトへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 3 小規模企業等振興資金の申請を実施する場合、信用保証協会に提出する書類以外に必要な書類はありますか。

A 1 - 3 小規模企業等振興資金の申請の際に「チェックシート」と納税確認に納税確認方法の報告書を使用される場合は「納税確認の報告書」を提出してください。

⇒ [小規模企業等振興資金のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 4 小規模企業等振興資金で融資を受けた場合、市から補助金を受けることはできますか。

A 1 - 4 碧南市を經由して小規模企業等振興資金の融資を受けた場合、信用保証料補助金の対象となる場合があります。信用保証料補助金の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。なお、利子補給金の対象にはなりません。

⇒ [信用保証料補助金のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 5 碧南市に小規模企業等振興資金を申請した後の流れを教えてください。

A 1 - 5 申請書類を受領して書類が揃っているか確認作業を実施します。

その後約1週間後に愛知県信用保証協会に申請書類を提出し、愛知県信用保証協会にて融資の承認等実施致します。

[目次に戻る▶▶](#)